

交換留学プログラム（HUSA全学募集型） 2023年度派遣学生第二次募集 募集要項

1. プログラムの目的及び概要

HUSA全学募集型はHiroshima University Study Abroad Programの略で、学部生・大学院生が広島大学（以下「本学」という。）に在籍しながら、 Semester（一学期）以上の留学をするプログラムです。今回募集するHUSA（全学募集型）はその中で、海外の協定大学等に半年間又は1年間留学できる制度です（一部、学部生のみが対象）。留学先では、現地の学生と同じ授業を受講し、取得した単位を本学での単位として認定することも可能です。

また、本学はUniversity Study Abroad Consortium（以下「USAC」という。）に参加しており、海外のUSAC参加校の一部へ留学することもできます（一部、学部生のみが対象）。

2. 派遣先国・地域、派遣先大学等、派遣期間及び募集人数

2023年春学期の1学期間、又は2023年春学期及び2024年秋学期の1年間

※派遣学生申請書に派遣希望大学及び派遣希望期間を記載することとしています。提出後の変更は原則として認めません。

派遣先国・地域、派遣先大学等及び募集人数は、別紙「派遣先大学等一覧」のとおりです。

3. 応募資格

以下のすべてに該当する者を対象とします。

- (1) 2023年度より前に本学の学部生又は大学院生としての在籍歴があり、応募時に本学に在籍している学部生又は大学院生（休学中の者は除く）で、留学終了時まで本学に在籍できる者
- (2) 本学における学業成績が優秀で、人物ともに優れているとチューター又は指導教員が認める者（本学での学業成績がない場合、応募資格はありません。）
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、海外の大学等への留学を通じて、本学での学修と同等又は同等以上の教育効果が期待できる者（派遣先大学等での専攻分野は問わない）
- (4) 留学終了後、再び本学に戻り、学業を継続する者
- (5) 派遣先大学等所在国・地域への入国に当たり、「留学」に必要な査証（ビザ）を確実に取得できる者

4. 派遣に係る費用について

海外派遣のため、派遣学生は以下について個別に手配・購入の上、費用の全額を負担する必要があります。

- ・ 日本・派遣先国・地域間往復に係る航空券（※）
- ・ 日本国内及び派遣先国・地域内での移動に係る費用（交通費・宿泊費等）
- ・ 本学指定の海外旅行保険加入料（半年間で約6万円）
- ・ 旅券（パスポート）取得に係る費用

- ・ 留学に必要な査証（ビザ）取得に係る費用
- ・ 予防接種に係る費用
- ・ 派遣先大学等から請求される費用（宿舎費，保険加入料，教材費等）
※派遣先大学等での授業料は不徴収
- ・ その他，派遣に当たり必要となる費用

【奨学金について】

本プログラムによる派遣候補者として選考された場合，奨学金（返還不要の給付型）の受給候補者として，各種団体への推薦を行う場合があります。受給候補者は，学内選考結果及び各奨学金の推薦要件に基づき選出します。詳細については，派遣候補者に対して別途お知らせします。なお，これらの奨学金を受給した場合，各種団体が課す事前・事後課題，留学成果報告及び調査・アンケートへの協力等が義務付けられる場合があります。また，**奨学金の推薦要件の確認には推薦者選考時前年度の成績を用います。**

【奨学金の一例】 海外留学支援制度（協定派遣）の場合：月額 6～10 万円（地域・国によって異なる）

大学あて募集のあった海外留学に係る奨学金情報は随時「もみじ Top」への掲載又は「My もみじ」のお知らせ掲示等を通じて周知します。

<募集・イベント情報（海外留学・奨学金など）（もみじ Top 内）>

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/study-abroad.html>

その他，独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の以下のページ（海外留学奨学金検索サイト）に海外留学のための奨学金情報が掲載されておりますので，ご参照ください。

<海外留学奨学金検索サイト>

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/study-abroad-scholarship.html>

5. 応募手続き及び応募締切について

本プログラムへの応募を希望する場合は、以下の応募書類を準備の上、**2023年7月12日(水) 17:00**までにオンラインフォームから必要事項の入力及び必要書類の提出を行ってください。なお、応募締切までに手続きを完了できない事情がある場合は、応募締切日までに問合せ先へ連絡の上、相談を行ってください。

(1) 応募書類

① 応募フォーム（海外派遣学生申請書）：オンラインフォームから必要事項を入力
留学希望大学及び留学希望期間を記載することとしています。応募手続き完了後の変更は原則として認めません。

② 留学計画書、指導教員の所見（所定の様式）
PC で作成の上、留学計画書を事前に指導教員に送り、記載の QR コード/URL より所見をご入力いただくよう依頼してください。

留学計画書に記載の手順をご参照ください。

留学計画書は、以下のように名前をつけ、PDF ファイルに変換し、アップロードしてください。

ファイル名：留学計画書_学生番号_名前 （例）留学計画書_B123456_広島花子

③ 語学能力を確認できる書類（次のうち各自応募に必要なもの。詳細は別紙を参照。）

語学証明書は、以下のように名前をつけ、PDF ファイルまたは画像ファイルで、アップロードしてください。

ファイル名：語学証明書_学生番号_名前_検定試験名

（例） 語学証明書_B123456_広島花子_IELTS, 語学証明書_B123456_広島花子_TOEIC iBT, 語学証明書_B123456_広島花子_英検, など

- ・ 英語圏の大学に応募の場合、非英語圏の大学に英語で応募の場合、又は USAC 参加校に応募の場合：原則として TOEFL iBT 又は IELTS のスコアレポートのコピー。TOEIC (L&R) 又は 実用英語技能検定試験の結果の取り扱いについては別紙を参照。
- ・ 中国語圏の大学に中国語で応募の場合（USAC 参加校を除く）：HSK（漢語水平考試）又は 中国語検定の合格証書（認定証書）のコピー
- ・ ドイツ語圏の大学にドイツ語で応募の場合（USAC 参加校を除く）：ドイツ語検定試験（ゲーティンステイテュート）又はドイツ語技能検定の合格証書（認定証書）のコピー
- ・ フランス語圏の大学にフランス語で応募の場合（USAC 参加校を除く）：TCF（フランス国民教育省認定公式フランス語学カテスト）、DELF/DALF（フランス国民教育省認定フランス語資格）又はフランス語技能検定のコピー
- ・ 韓国語圏の大学に韓国語で応募の場合（USAC 参加校を除く）：TOPIK（韓国語能力検定試験）又は「ハングル」能力検定のコピー
- ・ スペイン語圏の大学にスペイン語で応募の場合（USAC 参加校を除く）：DELE（スペイン語認定証）又はスペイン語技能検定の合格証書（認定証書）のコピー

(2) 応募フォームURL

<https://forms.office.com/r/BR4JtSk6W5>

6. 選考方法

選考は、応募書類及び本学での学業成績に基づき行います。選考終了後、本学から派遣先大学等へ派遣候補者の推薦を行います。派遣の可否については派遣先大学等が最終決定を行います。

7. 今後のスケジュール（予定）

- 2023年8月上旬 派遣先大学等への推薦者決定
- 8月末～ 派遣先大学等への申請手続き（時期は協定校により異なる）
- 10月 派遣学生向けオリエンテーション
- 11月 派遣先大学等からの受入許可書受領
（時期は派遣先大学等により異なる）
海外渡航リスクに関する講義（必ず受講すること）
派遣可の場合、各自で渡航準備
（査証申請、航空券手配、予防接種、海外旅行保険加入等）
- 1月～2月 海外渡航・留学開始
- 留学終了後 留学成果報告書等の提出、報告会等での発表等

8. 留学中の学籍上の取扱いについて

本プログラムにより留学する場合は、事前に「留学願」を所属学部・研究科の学生支援担当に提出の上、必ず学長の許可を得なければなりません。この場合、派遣先大学等での修学は本学の教育課程の延長上にあるものとして考えられ、留学期間は本学の在学期間に算入されます。そのため、本学に所定の授業料を納付しなければなりません。

9. 留学中の学修成果に基づく単位認定申請について

留学中に派遣先大学等で修得した単位等の学修成果については、留学前後の必要手続きを経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなされ、単位認定される場合があります。ただし、必ずしもすべての学修成果が認定されるわけではありませんので、単位認定を希望する場合は、留学前に所属学部・研究科の学生支援担当、指導教員・チューターと相談の上、必要手続きを確認してください。

10. 海外派遣に係る安全管理について

- (1) 留学中の安全意識向上のため、渡航前に本学が開催するオリエンテーションには必ず出席してください。また、「外務省海外安全ホームページ」等を活用の上、渡航先の情報収集を渡航前だけでなく、渡航期間中も行ってください。

【外務省 海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/study/>

- (2) 渡航先の安全情報収集のため、外務省渡航情報サービス「たびレジ」への登録を渡航前に必ず行ってください。また旅券法に基づき、日本国籍を持つ者が3か月以上日本国外に滞在する場合は、「在留届」を在外公館に提出することが義務付けられますので、渡航後速やかに手続きを行ってください。「たびレジ」及び「在留届」の登録情報は、滞在先での危機発生時の安否確認等に利用されます。

【外務省渡航登録サービス（たびレジ，在留届電子届出システム ORRnet）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

- (3) 渡航中の安否確認のため、本プログラムにより派遣される学生には、チューター又は指導教員、所属学部・研究科の学生支援担当及びプログラム関係者への定期的な連絡が義務付けられます。
- (4) 本プログラムにより派遣される学生は、本学指定の海外旅行保険への加入が義務付けられます。また、派遣先大学等が別途指定する保険への加入を求められる場合があります。
- (5) 派遣先国・地域によっては、入国に当たり予防接種を受けることが義務付けられる場合や、推奨されている場合があります（厚生労働省）。心配な方は、任意・自己負担にて予防接種を受けてください。

【世界の医療事情（外務省ホームページ）】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

【厚生労働省検疫所 FORTH (For Travelers' Health)】

<https://www.forth.go.jp/index.html>

【その他，参考 URL（広島大学保健管理センターのページ）】

<https://health.hiroshima-u.ac.jp/>

- (6) 自然災害や国際情勢等の事情により、派遣の延期・中止や派遣期間の変更が生じることがあります。また、留学中であってもこれらの事情により帰国を指示することがあります。いずれの場合も手配が完了している航空券等のキャンセル料や帰国に係る費用の実費（渡航のため、個人で手配・購入したものを含む）については、原則として派遣学生の個人負担とします。なお、本学では、外務省海外安全ホームページの「海外危険情報」に基づき、学生の海外派遣の判断を行います。
- (7) 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく安全保障輸出（貿易）管理における「技術の提供・貨物の輸出」上の懸念情報に該当する活動を留学中に行う計画がないか、渡航前に事前確認を行います。

【安全保障輸出管理（広島大学公式ウェブサイト）】

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc/risk/stc>

- (8) 海外での生物サンプルの取得や持ち込みには、生物多様性条約と名古屋議定書に基づく ABS (Access and Benefit Sharing) 手続きが必要です。留学中に該当する活動を行う計画がある場合は、指導教員とも相談の上、必要手続きを行ってください。

【ABS について（ABS 学術対策チームのページ）】

<http://www.idenshigen.jp>

- (9) その他、海外留学に係る安全管理は、本学作成の「海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）」、外務省発行の「海外安全 虎の巻」等に基づく対応が求められます。

【海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）】

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/risk-kanri.html>

【海外安全 虎の巻（外務省発行）】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

1 1. 辞退等に係る取扱いについて

- (1) **派遣候補者として選考され、派遣先大学等への推薦手続きを開始した後は、原則として留学を辞退することは認めません。**やむを得ず辞退する場合は速やかにプログラム担当者に連絡しなければなりません。辞退が認められた時点で手配が完了している航空券等のキャンセルに係る費用の実費（渡航のため、個人で手配・購入したものを含む）については、原則として学生の個人負担とします。
- (2) 派遣先大学等への推薦手続き後に「応募資格」のいずれかを満たさなくなった場合は、本学から派遣先大学等への推薦及び留学の許可を取り消します。この場合は留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (3) 派遣の可否についての最終決定は派遣先大学等によるため、本学から派遣先大学等への推薦後、派遣不可となる可能性があります。**また、プログラム開始予定日までに派遣先大学等から受入れ許可がない場合は、本学から派遣先大学等への推薦及び留学の許可を取り消します（そのため、派遣先大学等からの正式な受入れ許可の連絡があるまでは、航空券の購入及び海外旅行保険の加入手続きは行わないことを推奨します）。**これらの場合は留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (4) 旅券の取得、査証申請、航空券手配、海外旅行保険加入手続き等、渡航に係る必要手続きについては、(1)から(3)を考慮の上、各自の責任で計画的に進めてください。また本学又は派遣先大学等の担当者からの照会等に対しては、迅速に対応してください。旅券又は査証が取得できず、渡航ができなくなった場合、派遣先等から受入れ許可が取り消される可能性があります。この場合、本学は責任を負いません。また、留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (5) 海外渡航・留学開始後に、派遣先大学等での学修継続が困難と判断される事由が生じた場合は、派遣先大学等と協議の上、留学の許可を取り消す場合があります。この場合、速やかに帰国するものとし、帰国に係る費用の実費（個人で手配・購入したものを含む）については、原則として学生の個人負担とします。

1 2. その他

- (1) 派遣・留学に必要な語学能力は派遣先大学等だけでなく、専攻分野によって異なる場合がありますので、派遣先大学等のホームページで十分に確認した上で、応募してください

- (2) 大学院生で、派遣先大学等の教員の下での研究指導を目的とした留学を希望する場合は、本学の指導教員を通じて留学を希望する大学の教員と事前相談を行った上で、応募までに受入れ承諾を得てください。また、派遣先大学等によっては研究留学を認めない場合もありますので、希望する場合には事前にグローバル化推進グループに確認してください。
- (3) 留学終了後、再び本学に戻り学業を継続することについて問題がないかどうか、所属学部・研究科の卒業・修了要件を確認してください（卒業・修了要件単位を留学前に修得している場合、修業年限を超えて留学することができないことがあります）。
- (4) 派遣学生は、留学終了後1月以内に「留学成果報告書」を作成の上、派遣先大学等から発行される学修成果に関する証明書（学業成績証明書又は修了証）と併せてプログラム担当者へ提出することが義務付けられます。また、学内又は学外で開催される留学成果報告会等での発表、本プログラムの事業評価に関する調査・アンケートへの回答、派遣先大学等からの留学生及び海外留学を希望する学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力いただきます。

1 3. 問合せ先

(1) 応募手続きについて

○国際室国際部グローバル化推進グループ 留学交流担当（学生プラザ2F）

メール：kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp

Te l：082-424-4391

(2) 卒業・終了要件及び単位認定申請について

○所属する学部・研究科の学生支援担当

【広島大学交換留学プログラム（HUSA）ホームページ】

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/husa>